

金融庁、「金融審議会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告」（令和4年度）を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

金融庁は2022年12月27日に、「金融審議会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告」（令和4年度）を公表しました。

ポイント

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月公表のディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）報告を受け、四半期開示の四半期決算短信への「一本化」の具体的な課題とサステナビリティに関する企業の取組みの開示について引き続き審議を行い、その結果を報告書として取りまとめて公表しました。

- 主な提言内容は以下のとおりです。

- **四半期開示（第1・第3四半期）について金融商品取引法の開示義務を廃止し（法改正事項）、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」するための具体策**

当面は四半期決算短信の提出を一律に義務付けること、適時開示の充実、四半期決算短信の開示内容の追加、四半期決算短信の監査人によるレビューの任意化、虚偽記載に対するエンフォースメントは取引所において実施すること、半期報告書および中間監査のあり方等について提言がされています。

- **サステナビリティ基準委員会（SSBJ）や開示基準の法令上の枠組みの中での位置付け（法改正事項）**

国際的な動向を踏まえてサステナビリティ開示に対してわが国が取るべき対応、わが国におけるサステナビリティ開示基準の策定、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割やSSBJが作成する開示基準の法的枠組みの中で位置付けること、サステナビリティ情報に対する保証のあり方、今後のサステナビリティ開示に関するわが国のロードマップについて提言がされています。

1. 報告書公表の背景

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められます。また、投資家の投資判断においては、中長期的な企業価値に関連する非財務情報や、企業から多様な媒体で随時発信される情報の重要性が高まっており、企業の情報開示に係る枠組みについて、必要な見直しを行っていくことが期待されています。

前回の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という）（令和3年度）では、有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示、取締役会・委員会等の活動状況に関する開示等を拡充すること、および金融商品取引法の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性について提言が行われました。一方で「一本化」の具体化に向けた課題や、サステナビリティ開示に関し、わが国におけるサステナビリティ基準委員会の役割の明確化やロードマップについては、引き続き検討することとされました。

上記を受け、金融審議会では、DWG（令和4年度）を設置し、2022年10月から4回にわたり審議を行いました。この審議の結果を踏まえて、本報告書が公表されています。

2. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

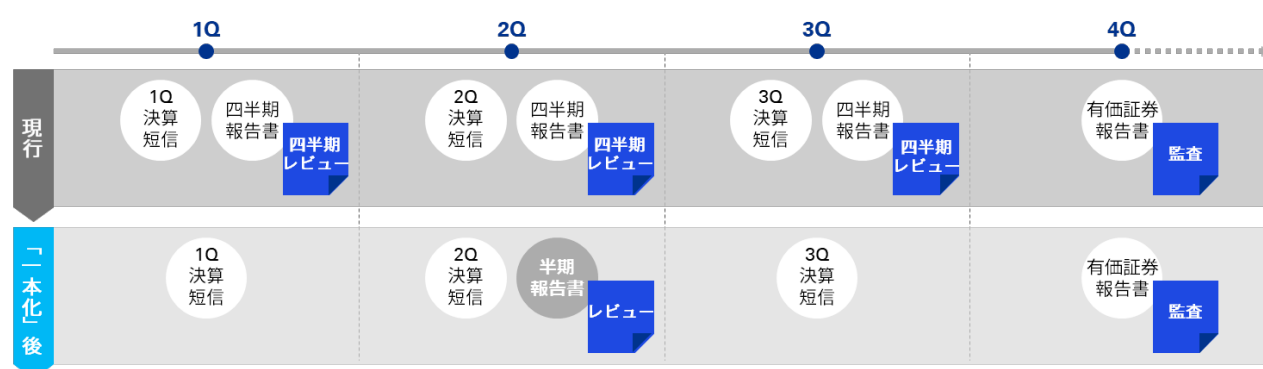
前回のDWG（令和3年度）報告では、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが提言されました。

今回のDWG（令和4年度）報告では、「一本化」の具体化に向けた各論点について、以下のように方向性が示されました。

四半期決算短信の義務付け（図1）	● 当面は一律義務付け ● 今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見を踏まえ、四半期決算短信の任意化について継続的に検討
適時開示の充実	● 取引所における好事例の公表やエンフォースメント強化等により、企業の積極的な適時開示を促進 ● 適時開示ルールの見直し（細則主義からプリンシプルベースへの見直し、包括条項における軽微基準の見直し）も継続的に検討 ● 将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすることを検討
四半期決算短信の開示内容	● 現行の四半期決算短信の開示事項をベースに、投資家からの要望が特に強い情報（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）の追加を検討 ● 有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった事項に関する臨時報告書の提出も検討

監査人のレビュー	- 第1・3四半期については監査人のレビューの原則任意化（レビューを行った場合、レビューの有無を開示） - 会計不正等が起こった場合等においては、取引所の規則により、監査人によるレビューを一定期間義務付け
虚偽記載に対するエンフォースメント	- 取引所のエンフォースメントは、引き続き適切な運用を実施 - 将来的に、重要な適時開示事項を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含めることについて今後検討
半期報告書の開示内容と監査人の監査	- 上場企業については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容＋監査人のレビューとし、提出期限を決算後45日以内とする - 非上場企業についても、現行（半期報告書＋中間監査）に加え、上場企業と同じ枠組みも選択可能に - 銀行や保険会社等（金商法における特定事業会社）については、引き続き半期報告書＋中間監査（現行どおり）とし、金融監督上の観点も踏まえ今後引き続き検討
会計基準・監査基準の整備	現行の会計基準・監査基準を、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書にも適用できるように検討
公衆縦覧期間の延長	半期報告書（3年間）および臨時報告書（1年間）の公衆縦覧期間を、有価証券報告書の公衆縦覧期間および課徴金の除斥期間である5年間へ延長

【図1】 四半期決算短信への一本化と将来的な方向性



将来的な四半期決算短信の任意化については、以下の観点に基づき継続的に検討

適時開示の
充実の
達成状況

企業の
開示姿勢の
変化

適時開示と
定期開示の
性質上の相違に
関する意見

報告書をもとにあずき監査法人作成

3. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

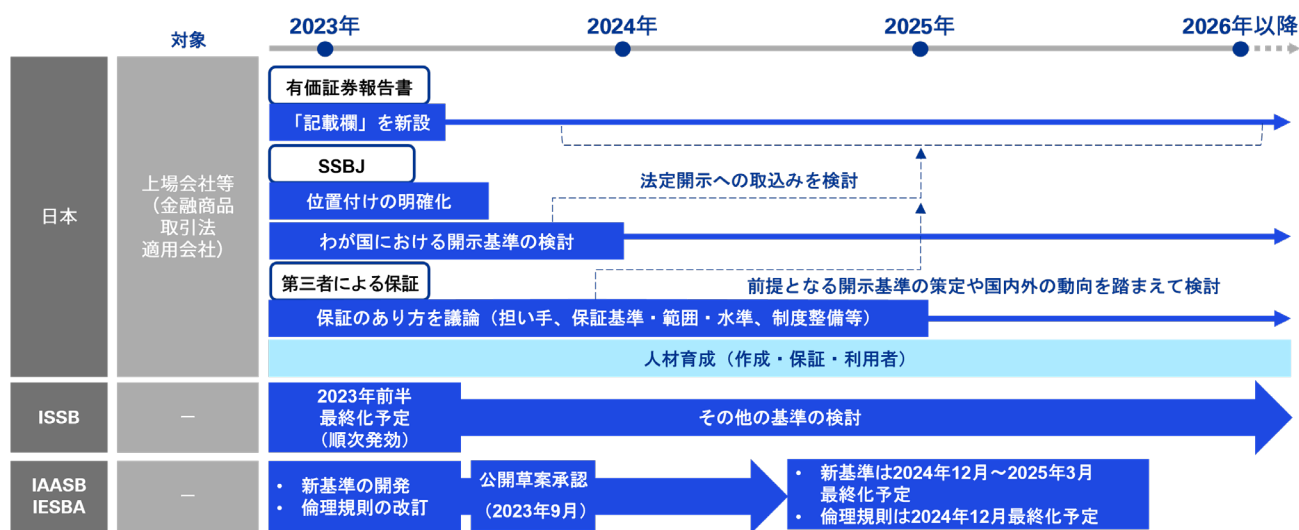
前回のDWG（令和3年度）報告では、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべきであるとの提言が行われ、それを受けて「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案が2022年11月7日に公表されています。

今回のDWG（令和4年度）報告では、わが国でのサステナビリティに関する企業の取組みの開示を一層進展させるために、以下の各論点について方向性が示されました。

国際的な動向とわが国における今後の議論	● 国内の開示基準の検討や有価証券報告書への取り込み、保証のあり方の議論、これらを支える人材の育成等が必要 ● 人材育成については、サステナビリティ情報の作成や利用等に関する教育・訓練研修を充実する等により、社会全体として中長期的な取組みが必要
わが国におけるサステナビリティ開示基準	● 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）における基準開発の方向性を見据えながら、国内の開示基準の開発に向けた議論を進めていくことが重要 ● 最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討 ● 有価証券報告書には、統一的な開示基準を取り込んでいくことを提案
サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や開示基準の位置付け	● 財務会計基準機構（FASB）の下に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を、わが国のサステナビリティ開示基準の設定主体として認めることは可能 ● 今後必要となる関係法令の整備を行い、SSBJが開発する開示基準について、個別の告示指定によりわが国の「サステナビリティ開示基準」として設定することが必要
サステナビリティ情報に対する保証のあり方	● 有価証券報告書においてわが国の開示基準に基づくサステナビリティ情報が記載される場合には、将来的に、当該情報に対して保証を求めることを提案 ● 有価証券報告書のサステナビリティ情報に対して保証を求める場合、金融商品取引法における規定が必要 ● 保証の担い手は、サステナビリティ情報と財務情報の結合性（コネクティビティ）が重要であることを踏まえ、財務諸表の監査業務を行っている公認会計士・監査法人によって担われることが考えられるが、保証の担い手を広く確保することも重要 ● 担い手の要件として、独立性や高い専門性、品質管理体制の整備、当局による監督対象となっていることが必要 ● 保証基準や保証水準は、国際的な保証基準と整合的なものとする必要がある

サステナビリティ情報 に対する保証のあり方 (続き)	有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の記載欄において保証を受けている旨を記載する際には、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取り扱いを明確化することが重要
ロードマップ	企業や投資家による予見可能性を高め、実務的な準備を確実にすすめる観点から、わが国におけるサステナビリティ開示に関するロードマップを示すことが必要 (図2)

【図2】 わが国におけるサステナビリティ開示のロードマップ (案)



(注) IAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）

報告書をもとにあずさ監査法人作成

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび「エンティティ名」はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。